



英國道路交通法〔六〕

增田甲子七

道路遵則

- 一 總テノ道路使用者ノ遵則
 - 二 自動車運轉者ノ遵則（以上前號所載）
 - 三 自動自轉車運轉者ノ遵則
 - 四 馬車ノ馭者ノ遵則
 - 五 動物ノ監督者ノ遵則
 - 六 自轉車乗用者ノ遵則
 - 七 歩行者ノ遵則
- 附錄 交通信號

第一節 交通整理ニ從フ警察官其ノ他ノ者ノ行フ

信號

第二節 運轉者ノ行フ信號（以上本號所載）

三 自動自轉車運轉者ノ遵則

第三十三條 自動自轉車ノ占ムル空間ノ狹キコト、其ノ高速度ヲ出シ得ルコト並ニ完全ナル停車ヲ爲シ難キコトノ三特質ハ、動モスレバ自動自轉車運轉者ヲシテ車輛ト車輛トノ間ヲ縫フテ進行セント欲セシムルモノナリ。是レ交通事故ノ最モ大ナル原因ナリトス。

自動自轉車運轉者ノ冒ス右ノ如キ危險ハ、單ニ自動自轉車運轉者個人ノ危險タルニ止マラズ、マタ他ノ道路使用

者ニ對スル危險ナリ。

第三十四條 全然自己ノ運轉技能ニ信賴スルコトナク、

注意思慮ヲ周到ナラシメヨ。突然ノ喧騒ナル加速行爲 (Acceleration) ハ不必要ナルノミナラズ又妨害ナリ。

(有效なる消音裝置を有せざること若は相當の注意を用ふれば避け得べきにも拘らず過度の騒音を發するが如き方法に於て自動車を使用することは、自動車構造及用法規則 (Motor Vehicles Construction and Use Regulations) に基く犯罪なり) (註)

自動自轉車運轉者には、自動車、運轉者に對すると同様の遵則の適用あることを記憶せよ。

停車せる車輛間の狭き空間を利用して交通停止の前線に出でんとすべからず。停車せる自動車は突然發車することあるべきを以て、斯る行爲は右自動車を妨害すると同時に自己を危險に陥らすものなり。

註 自動車構造並に用法規則第十六條は、總て内燃機關を原動力とする自動車は適當なる消音裝置を具備すべきことを命

じ、同規則第七十條は「何人と雖相當の注意を用ひしならば避くることを得る程度の騒音を發する如き方法に依り自動車を運轉すべからざる」旨規定してゐる。此の規定は米國諸州の自動車法規を見る様な、マフラーカットアウトを直接禁ずる規程ではないが、普通の場合に於ては、運轉中消音裝置を開放することは右規定違反となることと思はれる。我國改正自動車取締令に於ては、急阪路に於て交通上已を得ざる場合の外、消音裝置の開放を禁止した。本誌第十四卷第四號拙稿参照。

四 馬車ノ馭者ノ遵則

第三十五條 自動車ニ對スル前掲ノ遵則ハ、其ノ特別規定タルコト明白ナルモノヲ除キ、且必要ナル變更ヲ加ヘテ馬車ニモ之方適用アルモノトス。前掲ノ規則ヲ研究シ且之ヲ遵守スベシ。尙「信號」「追越」「白線」「護衛自動車」「交通妨害」並ニ「燈火」(適用セラレ得ル限度ニ於テ)ナル標題ノ規則ニ特ニ注意ヲ拂フベシ。

馬車ハ緩行車ナルコト、從テ左側通行ヲ嚴守スベキコトヲ記憶スベシ。若シ嚴格ニ遵則及道路ノ禮儀 (Courtesies

of the road)ヲ守ルニ非ズンバ、馬車ハ重大ナル交通妨害ノ原因トナリ若ハ寧ロ危険物トナルベシ。

五 動物ノ監督者ノ遵則

第三十六條 通則 他ノ交通物體ノ爲ニ出來得ル限り道路ヲ空クルコトニ努メ、且利用シ得ベキ場合ニハ芝生其ノ他ノ道縁ヲ使用スベシ。但シ之ガ使用ヲ禁ジラレ居ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

第三十七條 信號 道路ヲ横斷シ若ハ方向ヲ轉換セント欲スルトキハ(特ニ右曲リヲ爲サントスルトキハ)適當ナル機會ヲ選ビ且何等カノ適當ナル信號ニ依リテ其ノ意旨ヲ表示スベシ。

第三十八條 附添人 引率セラル、動物ヲ管理スル者ハ步行シ居ルト乗馬シ居ルトヲ問ハズ、之等ノ動物ト、之ト行違ヒ若ハ之ヲ追越ス交通物體トノ中間ニ、位置スルコトヲ要ス。(註)

動物ヲ引率監督スル者、街角ニ近付キ若ハ門戸ノアル道路ヨリ出デントスル場合ニ於テハ、若シ利用シ得ル人ア

ルトキハ之ヲ前方ニ派シテ他ノ交通ニ警告ヲ與ヘシムルヲ要ス。

註 斯く位置することに依て、動物と他の交通物體との間に相當の間隔を作り且充分に動物を監督し得るのである。

六 自轉車乗用者ノ遵則

第三十九條 通則 上掲ノ自動車運轉者ニ對スル或ル種ノ遵則ハ多少ノ變更ヲ加フルコトニ依リ自轉車乗用者ニモ適用セラル。

上掲ノ規則ヲ研究シ且之ヲ遵守セヨ。而テ「速度」「信號」「追越」「横斷道路」「白線」ナル標題ノ規則ニ特ニ注意ヲ拂フヲ要ス。

必要アリト認ムルトキハ、自轉車ノ接近シ來リタルコトヲ警告スベシ。

第四十條 並列乗車 (Riding abreast) 三人以上並列乗車ヲ爲スベカラズ。

自轉車ヲ追越サント欲スル他ノ交通物體ノ通行ヲ容易ナラシムル爲、廣キ道路以外ニ在リテハ一列ノ縦列ニ依リ

進行スルコトヲ要ス。

第四十一條 堅實 道路ヲヨロメキテ進行スル勿レ。出來得ル限り堅實ニ進行スルヲ要ス。

第四十二條 凭レ懸ルコト 速行車ノ背後ニ接近シテ進行スベカラズ。速行車ノ除行若ハ急停車ニ備フル爲之トノ間ニ充分ナル餘地ヲ有スルヲ要ス。

(正當なる權限若ハ相當の理由なくして、牽引せられんが爲に自動車把持するは、道路交通法に基く犯罪なり)(註)

註 道路交通法第二十九條第一項は「正當の權限若ハ相當の理由なくして、牽引せられ若ハ運搬せらるゝ目的を以て、運轉中の自動車若ハ被牽引車を把持し若ハ之に侵入せる者は、一回の違反に對しては五磅以下の罰金二回以上の違反に對しては十磅以下の罰金に處せらるべき」旨規定してゐる。本誌第十四卷第四號參照。

第四十三條 車馬ガ停止セル場合 交通物體ノ停止シ居レル場所ニ於テハ、自動車ガ静止シ居レル場合ト雖之ヲ把握スベカラズ。停車シ居レル車輛ノ間ヲ潛リテ、交通

停止ノ前線ニ出デントスベカラズ。停止セル車馬ハ突然動キ出スコトアルベク、然ルトキハ自轉車ハ之等車馬ノ妨害トナルノミナラズ自身危險ニ曝ラサル、コト、ナルベシ。

第四十四條 夜間 夜間ハ自轉車ハ後續車輛ヨリ容易ニ之ヲ認識スルコトヲ得ザルコトヲ記憶スベシ。故ニ自轉車乗用者ハ左側通行ヲ嚴守スルヲ要ス。

赤色尾燈ヲ使用セザルトキハ、赤色反射器ヲ適當ナル位置ニ裝置シ且之ヲ清潔ニ保持スベシ。(註)

(赤色尾燈若ハ清潔にして有效なる赤色反射器を備付せずして自轉車を使用するは車輛燈火法違反なり)

註 晝夜を問はず緩行車たる自轉車は道路の左側通行を嚴守すべきである。尙夜間尾燈右は後部に反射器を備付することは交通事故防止上結構なことと思ふ。

第四十五條 歩行者並ニ動物ニ對スル特別ノ義務 歩行者ノ權利ヲ尊重セヨ。老人、病人、小兒並ニ之等ノ者ヲ看護スル人々ニ對シテハ特ニ親切ニスル必要アリ。

小兒ニ危害ヲ加ヘザル様注意スベシ。小兒ハ往々不意ニ道路ニ飛出スモノナルコトヲ記憶セヨ。學校ノ標識ニ注意スベシ。

歩行者若ハ動物ノ傍ヲ通過シ若ハ追越ス場合ニ於テハ充分ノ間隔ヲ置クベシ。馬並ニ馬車ニ特ニ注意ヲ拂フヲ要ス。

七 歩行者ノ遵則

第四十六條 道路ノ横斷 道路ヲ横斷スルニ當リテハ、右及左ヲ見テ安全ナルコトヲ確ムベシ。接近シ來ル車馬ヲ注視シ且其ノ速度ヲ考慮ニ容ル、ヲ要ス。出來得ル限り眞直ニ道路ヲ横斷スベシ。

人道ヨリ車道ニ踏ミ入ラントスルトキハ、進行シ來ル車馬ヲ注視スベシ。突然車道ニ突入スベカラズ。(註)

註 車馬ノ左側通行ノ原則を採れる國に於て歩行者が車道を横斷する場合には必ず最初に右を注視し車道ノ中間に至り左側を注視すべきことは當然であるが、交通事故を防止するが爲には此の點に關し歩行者に對する交通訓練を徹底せしめねば

ならぬ。英國に於ては車道を人が歩まざるを得ざる場合に於ては右側通行なることは、前に述べた處(本誌前號、道路遵則第八條)であるが、斯る場合突然車道に踏み入ると左側通行に依り進行し來る車馬と正面衝突す處れがあるので斯く規定したのである。

第四十七條 交通ヲ明確ニ見透スコトヲ妨グル車輛ノ他ノ妨害物ノ前方若ハ後方ヲ通行スルトキハ特ニ注意スルヲ要ス。

警察官若ハ信號ニ依リテ交通整理ノ行ハレ居ル交叉點ニ於テハ、右交通整理ヲ利用シ交通ヲ遮斷セラレタルトキ横斷スベシ。地下道、安全島若ハ特別ノ横斷箇所(特ニ「此處ヲ横斷シテ下サイ」"Please cross here"ナル標識ノ在ル場所)ヲ使用スルトキハ、危険ヲ免レシメ且交通ヲ容易ニ流レシムル上ニ裨益スベシ。

第四十八條 信號 車輛ノ運轉者並ニ交通ヲ整理スル者ノ使用スル信號ヲ覺エヨ。之等信號ハ歩行者ノ行動ヲ決定スル上ニ裨益スベシ。(註)

註 附錄參照。

第四十九條 曲角ニ於ケル停止 見透シノ利カザル曲角

若ハ佇立シ居ルコトノミニテ危険ナルカ又ハ運轉者ノ視線ヲ妨グルガ如キ危険ナル場所ニ佇立スベカラズ。殊ニ集團トナリテ佇立スベカラズ。

第五十條 犬 犬ヲ連レテ交通ノ輻輳シ居ル道路ヲ通行

スルトキハ之ニ紐ヲ施スベシ。主人ノ許ヲ離レテ交通ノ流ノ中ニ飛込ム犬ハ自他共ニ危険ヲ與フルモノナリ。

附 錄

總ての道路使用者の記憶するを

要する交通信號

第一節 交通整理に従ふ警察官其他

の者の行ふ信號

左記の信號は政府の推薦するものであつて、交通整理に際しての通常の場合に於ける信號方法である。但し非常の場合若は特殊の道路接合點に於て特別の設備ある場合は、左記以外の信號方法を用ふることがあらう。

運轉者は、警察官より一旦停止を命ぜられたならば、警察官は停止信號の爲に用ひたる手を下げ或は之を他の信號を爲すが爲に用ふることあるべき事を注意せねばならぬ。警察官より一旦停止の信號を受けたる者は、警察官より進行の信號を受くるまで運轉を開始してはいけない。

左記第一號より第四號までの信號は、其の信號を受くる運轉者から觀た場合の圖例である。警察官の一方の手が、他の信號を爲しつゝあると（之はよくあることであるが）否とは全く關係が無いのである。

第一號及第二號の停止信號を併せ行ふ圖例も示してある。他の信號例へば第一號若は第二號の停止信號と第四號の進行信號とを併せ行ふこともあるであらう。

運轉者は自己に對する進行信號と他の交通に對する進行信號とを混同せざる様特に注意するを要する。運轉者に對する進行信號は、主として警察官が當該運轉者の方を注視しつゝ之を爲すのが例である。運轉者は自己に警察官の背が向けられてゐる場合には、自己に對する進行信號は無い

と謂ふことを、特に注意するを要する。

進行信號は停止せる車輛を進行せしむる爲に使用せらるゝのみならず、警察官に接近し來る車輛に對し其の進路の塞がつてゐないことを示す爲にも用ひられる。

第一號

警察官の前方若は左右より接近し來る車輛を停止する爲には、警察官は之に直面し、右手の掌を車輛に向け、右手を右肩の上に全部眞直に擧げる。

第一號 停止信號圖

信號を受くる運轉者より見たる圖

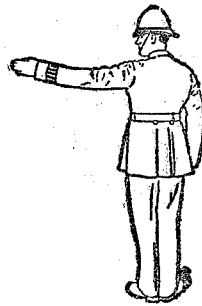


第二號

後方より接近し來る車輛を停止する爲には、警察官は、左手を肩と水平に擧げ且手の脊を車輛に向け、其の状態を保持する。

第二號 停止信號圖

信號を受くる運轉者より見たる圖



第一號及第二號の信號を併せ行ふ場合

同時に前方並に後方より接近し來る車輛を停止せんとするときは、警察官は第一號及第二號の信號を併せ行ふ。

第一號及第二號の信號を併せ行ふ圖



第三號

警察官の前方に在る車輛を進行せしめんと欲するときは、警察官は運轉者の方に向き、右手を肩の高さまで舉げて、右手の前膊に依て運轉者を招く合圖を爲す。

第三號 進行信號圖

信號を受くる運轉者より見たる圖



第四號

警察官の右若は左に在る車輛を進行せしむる爲には、警察官は、進行信號を受くる運轉者に向つて右手若は左手を肩の高さまで舉げて、其の前膊に依り運轉者を招く合圖を爲す。

此の場合、警察官は其の前方若は後方に在る車輛の停止を命じ居れることあるべきを以て、運轉者に身體を向けざることを注意せよ。

第四號 進行信號圖



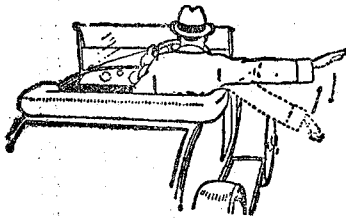
第二節 運轉者の行ふ信號

(一) 他の車輛の運轉者に與ふる信號

第一號 徐行停車若は左轉圖の信號

右手を伸ばし、掌を下に向け、手頭を自由にして上下せしめよ。

第一號圖

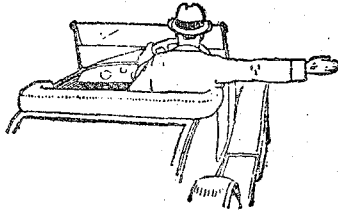


第二號 右轉回の信號

〔運轉者の右側を追越すことの危険なること〕を警告する必要がある場合に於ても、本信號を爲すことを得る〕

右手を伸ばし掌を前方に向け車輛の右側に眞直に且水平に之を保持せよ。

第二號圖



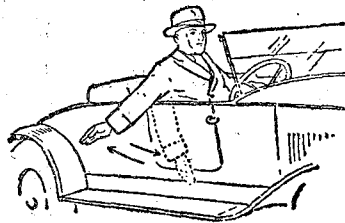
第三號 右側の追越を許す信號

（追越を爲さんとする車輛が安全に追越を爲し得る場合に限り本信號を爲すこと。本信號ありとするも、追越を爲さんとする運轉者は安全に追越を爲し得るや否を確むる義務

を免かれるものではない）

右手を肩より稍下に伸ばし之を前後に動かせ。

第三號圖



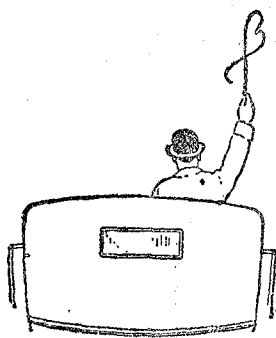
馬車の馭者は、手のみに依りて信號を爲し得る場合に於ては、前記第一號乃至第三號の信號を爲すことを得。何れの場合に於ても鞭（鞭を有する場合に於ては）が他の交通の邪魔にならざる様注意すること。

馬車の馭者は前掲の信號に代へて左記の信號を用ふることを得。

第四號 停止信號

右肩の上に右手を擧げ、鞭を垂直に擧げよ。

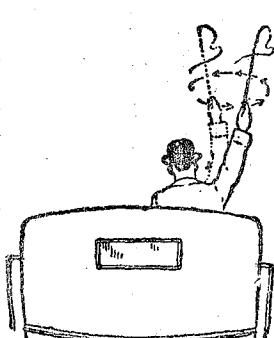
第四號圖



第五號 轉回信號

頭上に於て鞭を轉回せよ。然る後自己の轉回せんとする方向を知らず爲右若は左に鞭を傾けよ。

第五號圖



(二) 運轉者の警察官に與ふる信號

交通整理に従事する警察官に接近したるときは、總ての

車輛の運轉者は、能ふ限り自己の進行せんとする方向を左記の信號方法に依り警察官に示すことを要する。

圖例に於ては、右手に依る信號を示せるも、其の中第六號圖及第七號圖は便宜に依り左手にて之を行ふことを得る

第六號 進行繼續信號

手を前肩の方向に擧げ、前腕を前方に伸ばし、更に之を返して垂直と爲し、警察官に見え易き様明瞭に右運動を反覆せよ。

第六號圖



第七號 左轉回信號

警察官に見え易き様明瞭に手にて左側を指示せよ。

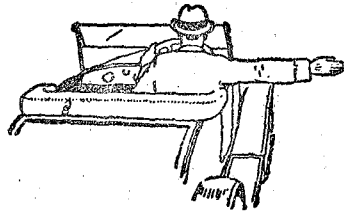
第七號圖



第八號 右轉回信號

第二號圖に同じ

第八號圖



(道路邊則終)

府縣市町村より見たる道路事業 (五)

平井良成

廢藩置縣

諸侯の藩土は奉還せられて封建制度は茲に壊滅したが之れに代るべき制度として大久保其他の有識者は置縣の可な

るを主唱した、此大革政に對しては三條公も聊か決心し難きものがあつたので西郷隆盛の意向を問ひたるに西郷答へて「廢藩置縣は國家統一の事業にして刻下の最大急務なり苟くも閣下にして中途困難に遭遇し少しく遲疑するが如き